

平成21年度
企画提案型協働事業
提案に関する意見報告書

鶴ヶ島市市民協働推進委員会

平成21年11月

目 次

1	企画提案型協働事業制度の概要	3
2	報告に至るまでの経緯	5
3	評価の視点	6
4	提案に関する検討結果一覧	7
5	提案に関する委員会の意見	
	市民参加型で市の広報誌等の作成	8
	「緑カーテン」を全市に展開	10
	「環境家計簿」をつけてCO2削減	12
6	本制度の今後のあり方について	14
7	企画提案型協働事業提案書等	
	市民参加型で市の広報誌等の作成	16
	「緑カーテン」を全市に展開	21
	「環境家計簿」をつけてCO2削減	26
	鶴ヶ島市市民協働推進委員会委員名簿	31
	鶴ヶ島市市民協働推進委員会設置要綱	32

はじめに

鶴ヶ島市市民協働推進委員会では、平成20年4月より施行された「鶴ヶ島市市民協働推進条例」第10条に基づく「企画提案型協働事業制度」を検討し、平成20年度に試行として、平成21年度に本格的にスタートしました。この制度は、市民、市民活動団体及び事業者が、地域における課題の解決と、より良い地域社会の実現に向けて、市に対し、市民協働による事業の提案を提出し、提案者と市がお互いの役割を理解し、自主性を尊重し合いながら、共に取り組んで行くものです。

今年度は、2団体から3事業の提案をいただきました。いずれも地域の課題解決のために創意工夫のある提案です。今年度は、昨年度に比べ、提案件数が少なく、まだまだ制度の周知方法や提案しやすい仕組みづくりについて、さらなる検討の必要性を感じています。この「企画提案型協働事業制度」は、市民・市民活動団体・事業者及び行政とのパートナーシップの構築を図り、鶴ヶ島市の“元気”を育てていくうえで有意義な制度と考えています。今後、この制度が市民に十分な理解を得て、市民協働推進の一役を担うよう、委員会においてより良い制度へ向けて検討を進めるところです。

なお、この報告書は、市民協働を推進する観点から、提案に関する委員会の検討結果を鶴ヶ島市長に報告するものです。

鶴ヶ島市市民協働推進委員会
委員長 後口 修

1 企画提案型協働事業制度の概要

① 制度目的

この制度は、市民、市民活動団体及び事業者が、地域における課題の解決とより良い地域社会の実現に向けて、市に対し、市民協働による事業の提案を提出し、提案者と市がお互いの役割を理解し、自主性を尊重しあいながら、共に取り組んで行くものです。

② 対象となる事業

市内において福祉、まちづくり、環境、その他の分野に係る地域の身近な課題を解決しようとするもの

・対象外とするもの

- (1) 政治活動、宗教活動に関わるもの
- (2) 営利を主たる目的としたもの
- (3) 法令、条例等に違反するもの
- (4) その他、市長が適当でないと思えたもの

③ 提案できる方

市民、市民活動団体、事業者

④ 提案から事業実施までの流れ

(1) 提案事業募集期間

第1次 平成21年6月1日～平成21年6月30日

第2次 平成21年7月1日～平成21年7月31日

(2) 公開プレゼンテーション、協議・検討会

平成21年8月27日(木)

(3) 委員会から市長へ報告

(4) 採択候補事業の決定

市長、副市長、教育長を含む市民協働推進本部において採択候補事業を決定します。

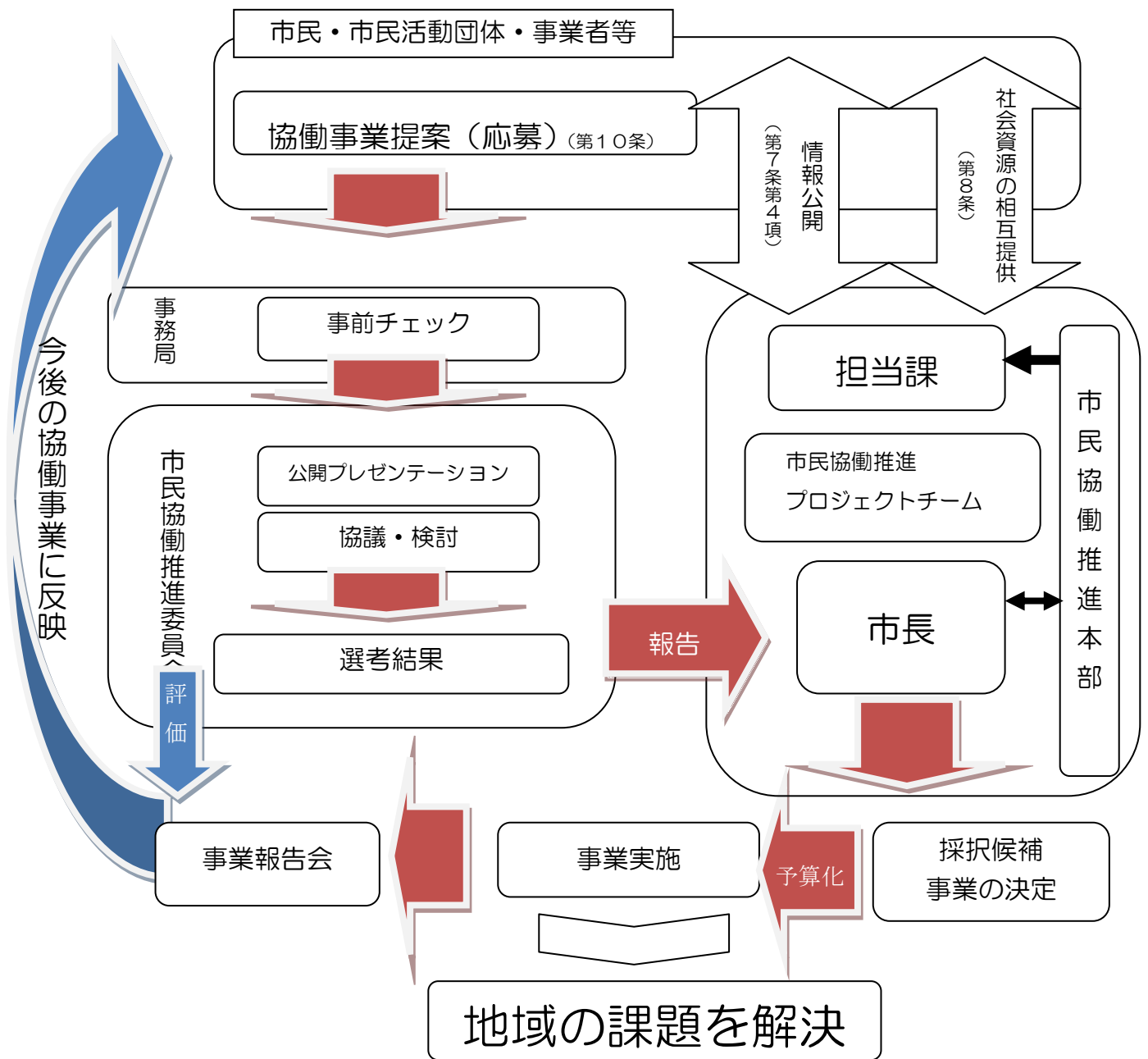
(5) 事業実施

事業実施期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日

⑤ 事業に係る経費

採択候補事業と決定した場合、提案者と事業担当課において役割分担をしてそれぞれが負担する経費を決めます。市の負担がある場合には担当課において予算計上し、議会の議決を経て正式に事業が決定します。

【企画提案型協働事業制度の全体イメージ】



（市民、市民活動団体、事業者）

市民協働推進条例第2条参照

（担当課）

提案者と共に事業を実施する市の担当課

（市民協働推進委員会）

市民協働推進委員会は、提案の評価を行います。公募市民6人、市民活動団体の関係者4人、事業者1人、知識経験を有する者2人、市職員1人の14人で組織しています。

（市民協働推進本部）

市長、副市長、教育長を含む部長職職員で組織しています。事業が複数の担当課にまたがる場合やどの課が担当するか判断できない場合など、提案された事業の市の担当課を決定します。また、事業化に向けて協議を行います。

（市民協働推進プロジェクトチーム）

市民協働の推進に関する調査・検討を行う課長職以下の職員。13人で組織しています。委員会に情報提供を行います。

（事務局） 市民協働推進課

2 報告に至るまでの経緯

◆協議・調整会

日 時：平成21年7月27日（木）10：00～12：00
場 所：市役所5階会議室
内 容：提案者・関係課の2者間の協議・調整
事業名：市民参加型で市の広報誌等の作成

◆協議・調整会

日 時：平成21年8月19日（火）13：30～15：00
場 所：市役所3階会議室
内 容：提案者・関係課の2者間の協議・調整
事業名：「緑カーテン」を全市に展開
「環境家計簿」をつけてCO2削減

◆協議・調整会

日 時：平成21年8月20日（木）13：00～15：00
場 所：市役所5階会議室
内 容：提案者・関係課の2者間の協議・調整
事業名：市民参加型で市の広報誌等の作成

◆公開プレゼンテーション

日 時：平成21年8月27日（木）15：00～16：00
場 所：市役所5階会議室
内 容：2団体から3提案の事業提案

◆協議・検討会

日 時：平成21年8月27日（木）16：00～17：30
場 所：市役所5階会議室
内 容：提案者・関係課・委員会の3者間の協議・検討
事業名：市民参加型で市の広報誌等の作成
「緑カーテン」を全市に展開
「環境家計簿」をつけてCO2削減

◆選考・審査会

日 時：平成21年9月18日（金）13：30～15：30
場 所：市役所5階会議室
内 容：企画提案型協働事業の選考・審査

◆選考・審査会

日 時：平成21年10月22日（木）13：30～15：30
場 所：市役所5階会議室
内 容：企画提案型協働事業の選考・審査

3 評価の視点

下記の「評価の視点」を基に、協働事業として推進するべきかを評価した。

評価の視点		内容
協働の必要性	課題の的確性	課題の解決についての的確に捉えているか 公益性が高く、地域や市民のニーズが高いか
	役割分担	提案者と市の役割分担が明確で、妥当なものか
	事業効果	提案者と鶴ヶ島市が協働で取り組むことで地域における課題の解決が図られるものか 費用に対する効果が見込めるものか
事業の実現性	実現性	事業計画は明確で具体的なものか
	実施能力	提案者が実施することが可能か 事業の体制は充分か

4 提案に関する検討結果一覧

協働事業として推進する提案は、ありません。
提案に対する委員会の検討結果は以下のとおりです。

協働事業として条件が整わない提案（1提案）

	事業名	提案者	関係課
1	市民参加型で広報誌等の作成	有限責任事業組合（LLP） じもとメディア	市政情報課

協働事業としてなじまない提案（2提案）

1	「緑のカーテン」を全市に展開	前田 則義	生活環境課
2	「環境家計簿」をつけてCO2削減	前田 則義	生活環境課

5 提案に関する委員会の意見

事業名：市民参加型で広報紙等の作成

提案者：有限責任事業組合（LLP）じもとメディア

（提案概要）

本提案は、広報紙などの作成に市民が参画する仕組みをつくり、市民が記者となって、市民の目線で地域情報を提供する事業です。

（協働の役割）

提案者は、市と市民の間を中間的に支援し、市民記者・市民モニターの育成を行います。また広報紙の作成の工程に市民が参画するためのコーディネートを行います。

市は、市民と意見交換を行い、企画・構成段階から市民の意見を反映させて、市民との連携・協力により広報紙の作成を行います。

（結果）

- ・市民参加による広報経費の削減効果の検証の必要性
 - ・広報紙に対する市と提案者との方向性・あり方の不一致
 - ・広報紙に対する市民のニーズのさらなる調査・研究の必要性
- 上記の点を勘案して協働事業として条件が整わない提案とします。

（委員会の意見）

本提案は、市民が広報紙の作成に参画し、行政が担ってきた業務を民間が担うという鶴ヶ島市市民協働推進条例第 9 条に規定する内容を具体化する提案であり、既存の事業に民間の力を活かす新たな取り組みとして大いに期待できる提案です。そして、この提案の目的は、多くの市民がまちづくりに関わり、市民の声を市政に反映させる仕組みの構築が主なものであり、市民に分かり易くすぐに目に見えることから、広報紙の作成にこの仕組みを導入しようとするものです。

広報紙の担当課によると、市の広報は、多様化する市民の生活スタイルに合わせた形にその手段を移行し、携帯電話などのモバイルやインターネットによるホームページを使った情報発信など、多様化しています。今回の提案である広報紙の現状は、行政の情報、特にお知らせや案内という内容が大部分を占め、市民が楽しめる、市民の感情に働きかけるような部分は少なく、創意工夫を凝らした記事を掲載する

部分が少なくなっています。このような現状を踏まえますと、新たな記者の養成やそのコーディネートに係る市の財政負担が、大きな市民満足を生むには、市民参加による広報経費の削減効果を検証するとともに広報の将来方向・あり方を見直すことが必要であると考えます。また、広報紙に対する市民のニーズについても、さらなる調査・研究をする必要性があります。

以上から、本提案の主旨は了としますが、協働事業として条件が整わない提案とします。

※鶴ヶ島市市民協働推進条例第9条

「市は、市民、市民活動団体及び事業者に対し、それぞれの専門性、地域の特性等を生かせる分野において、公開性及び透明性を確保し、市の行う業務への参入の機会の提供に努めるものとします。」

事業名：「緑のカーテン」を全市に展開

提案者：前田 則義

（提案概要）

本提案は、省エネ効果のある「緑のカーテン」の重要性を、講習会等を通じて広く市民に呼びかけ、緑のカーテンを育てる家庭や公共施設を拡大する事業です。

（協働の役割）

提案者は、講習会の開催、市民が発表するカーテンコンテストの開催、地域協働ポータルサイトにおいて参加者の呼びかけを行います。市は、講習会の講師に係る費用の負担、講習会・カーテンコンテスト会場の提供、社会貢献ポイントの付与等の支援を行います。

（結果）

- ・市の事業への個人での協力であり、実施体制や役割が対等な関係になっていない
 - ・効果的な講習会を開催するための調査・研究が必要
 - ・既に行政として普及・啓発を行っており、ある程度の成果がある
 - ・協働することで生まれる相乗効果が不明瞭
 - ・地域協働ポータルサイトを利用し、市民の運動として活動ができる
- 上記の点を勘案して協働事業としてなじまない提案とします。

（委員会の意見）

本提案は、近年、世界的に環境問題が深刻な状況となっている中、市民が身近にできる環境への取り組みや、その必要性を呼びかけ、「緑のカーテン」を全市に展開しようとするものです。また、市民が「緑のカーテン」をきっかけとして、植物を通じた住環境の見直し、植物を育てることから生まれる家族間のコミュニケーションの充実など多くの効果を期待できる事業です。

市の「緑のカーテン」の取り組みは、平成18年度から開始し、平成19年度には、その目的や方法などを紹介しながら、鶴ヶ島市ホームページ上に公共施設や市民のカーテン育成の様子や情報を公開した「緑のカーテン日記」を開設し、現在も継続しています。その他にも市内の大型量販店との連携による「緑のカーテン」の啓発を目的とした販売コーナーの設置や、市と市民の取り組み事例集の発行も行っています。徐々にではありますが、市民の意識の醸成が図られ、普及につながっているものと考えます。

本提案は、講習会の開催が主なものとなりますが、誰を対象に、どのくらいの頻度で、どのように行うか、そしてその効果をどのように見込むかなど、更なる調査・研究が必要です。また、提案者と市との実施体制、役割については、市の事業への個人での協力となっており、役割が対等な関係になっていないことや、協働することで生まれる相乗効果が不明確であることから、協働事業としてなじまないものと考えます。

提案者は、今回の提案に先駆け、既にポータルサイトを利用してコミュニティーを立ち上げ、意見交換を開始しているところです。コミュニティーの中で、活発な議論を期待いたします。

以上から、本提案の主旨は了としますが、協働事業としてなじまない提案とします。提案者は市民の運動的活動として、全市に広がるよう盛り上げていただけるものと考えています。また、市は、既存の事業を展開していくことで課題の解決が図れるものと考えます。加えて、提案にもあるポイント制度の検討を早期に進め、更に市民が参加しやすい充実した仕組みづくりを進めることを期待します。

事業名：「環境家計簿」をつけてCO2削減

提案者：前田 則義

（提案概要）

本提案は、CO₂の排出を削減するため、「環境家計簿」の重要性を、講習会等を通じて広く市民に呼びかけ、環境家計簿をつける家庭を拡大する事業です。

（協働の役割）

提案者は、講習会の開催、各家庭から提出された家計簿の評価や活用についての協力、地域協働ポータルサイトにおいて参加者の呼びかけを行います。市は、講習会の講師に係る費用の負担、講習会会場の提供、社会貢献ポイントの付与等の支援を行います。

（結果）

- ・市の事業への個人での協力であり、実施体制や役割が対等な関係になっていない
 - ・効果的な講習会を開催するための調査・研究が必要
 - ・既に行政として普及・啓発を行っており、ある程度の成果がある
 - ・協働することでの生まれる相乗効果が不明瞭
 - ・地域協働ポータルサイトを利用し、市民の運動として活動ができる
- 上記の点を勘案して協働事業としてなじまない提案とします。

（委員会の意見）

本提案は、近年、世界的な温暖化が原因とされる異常気象が頻発し、深刻な状況となっている中、市民が環境問題を自らのことと捉え、身近にできる取組みである「環境家計簿」の必要性を呼びかけ、全市に展開しようとするものです。市民が「環境家計簿」を通じて、環境問題を考えるきっかけとなり、自分たちが出しているCO₂の量が「見える化」できたり、減った量が「見える化」できるなど、意識の改革にもつながることが期待できる事業です。

市の「環境家計簿」の取組みは、平成14年5月から鶴ヶ島市独自のものを作成し、普及に努めています。平成21年には、更なる使い安さを取り入れ、改訂版を作成し、鶴ヶ島市ホームページや環境月間などの機会を捉え、更なる普及を図っています。

本提案では、普及のために講習会を開催するということが主なものとなりますが、誰を対象に、どのくらいの頻度で、どのように行うか、市民から提出していただく環境家計簿の評価方法、そしてその効果をどのように見込むかなど更なる調査・研究が必要です。また、提案者と市との実施体制、役割については、市の事業への個人での協力となっており、役割が対等な関係になっていないことや、協働することで生まれる相乗効果が不明確であることから、協働事業としてなじまないものと考えます。

以上から、本提案の主旨は了としますが、協働事業としてなじまない提案とします。提案者は、市との協働に捉われることなく、市民の運動的活動として、盛り上げていただけるものと考えています。また、市は、既存の事業を展開・拡大していくことで課題の解決が図れるものと考えます。加えて、提案にもあるポイント制度の検討を早期に進め、市民が参加しやすい充実した仕組みづくりを進めることを期待します。

6 本制度の今後のあり方について

企画提案型協働事業制度は、市民ニーズに対応した、柔軟かつきめ細やかで、今までにない新たな公共サービスを提供することが期待できる制度です。平成20年度決定となった「わかば大学塾 開設」は、試行錯誤ですが実現に向けて、行政と市民がともにパートナーとなり取り組んでいます。また、「ミニパソコン講習会」、「G-1 グランプリ」など市民が主体となり、市民の目線の事業を展開し、一定の成果を挙げています。

その一方で、今年度は提案件数が大きく減り、制度の周知不足や提案から事業化までの手続き方法の複雑さ、行政施策との不一致など課題が明らかとなっています。

市民、市民活動団体、事業者にとってより魅力的で参加意欲が高まる制度となるよう、制度の運用、市民からの提案を受け止める行政職員の意識改革など、以下の4項目について実施すべきと考えます。

(1) 行政提示型協働事業の創設

現行では、市民からの自由な提案のみを募集してきましたが、行政施策は多岐にわたるため、行政が考える優先度の高い施策との一致は非常に難しいとの意見がありました。そのため、行政の抱える課題を予め提示し、それを解決するための事業を行うことができる提案者を募集することが効率的であり、効果的です。行政提示型協働事業の創設をすべきものと考えます。

(2) 行政職員の“協働”意識の向上を

この市民からの提案制度は、市民のニーズを掘り起こす側面を持っています。職員に求められることは、市民が捉える課題に対して、職員として何ができるのか、そして行政として何ができるのかを考えることが必要です。その中で、協働で行政とともに取り組むことは何かを見極め、実践できる職員が求められます。“協働”は、市のすべての部署、そして職員が心がけ、実践することが重要です。更に全庁を挙げた取り組みを図るべきと考えます。

(3) “協働”の継続性の保持 ー市民協働推進条例の徹底ー

“協働”は、今後ますます、まちづくりを進めるうえで不可欠な手法となっていきます。多くの市民がまちづくりのいろいろな場面に参画し、市と行政がともに実践することが、協働によるまちづくりです。行政は、企画提案型協働事業のみならず、あらゆる協働事業について持続可能な体制を構築し、行政及び市民と責任のもとに継続的に進めることができるよう、市民協働推進条例の趣旨を徹底していくべきと考えます。

(4) 行政サービス民営化への仕組みづくりを

今回、提案のあった「市民参加型で広報誌等の作成」事業は、市民が企画・編集、取材・記事の投稿などに参画することや専門性の高い民間のノウハウを取り入れるなど、民間の手法と取り入れた質の高い公共サービスを目指し、既存事業の協働化を図るものです。その発想は、今後の鶴ヶ島市が進める「協働によるまちづくり」を進めるうえで重要なものであり、今後の公共サービスや市政全般に対して問題提起しているものと考えます。

市は、市の業務について民間に開放できる分野や手法等の検討を進め、民間が参入できる仕組みづくりを速やかに実行されるよう期待いたします。

企画提案型協働事業提案書

平成 21年 6月 30日

(あて先) 鶴ヶ島市長 殿

団体名 有限責任事業組合 (LLP)
じもとメディア
住 所 富士見
代表者名 市川 勤

事業名：市民参加型で市の広報誌等の作成

1 なぜこの提案をするのか（経緯、課題、市民ニーズ、目的等）

- 中央集権的な国づくりの仕組みから、地方重視、地域住民主体の国づくりを目指す動きが始まっていること。
- 市の広報は、従来の行政の目線から見た地域情報だけでなく、市民に寄り添った、市民目線を加えた広報を目指す時代に入ったこと。
- 経済危機の中で、地域の活性化が進まず、じもと地域では中高年だけでなく、若い人の就職機会も少ない状況が見受けられること。

① 市民協働を、具体的な形として見せるプロジェクトとするため。

② 市の広報に、市民ニーズを反映し、市民活動などを市民目線で情報発信するため。

③ 市民自ら情報発信することで、地域への関心、郷土愛を育むきっかけとするため。

2 どのようなことを行うのか（対象者、事業主体、内容、方法等）

対象者：鶴ヶ島市民及び周辺地域の住民

事業主体：LLP じもとメディア（市民記者を含む）

内容&方法：

1. 市民記者講座を開き、市民記者を育成する。
2. 市の広報担当部門と協働して、市民記者参加型の、市の広報誌、ホームページ等を作成する。
3. 一定レベルのスキルが身についた市民記者を雇用し、地域経済の活性化に寄与する。
4. 市民記者による広報活動を通じて、市民活動の活性化に寄与する。

3 どのような効果があるのか（市と取り組む利点、受益者・市民への影響）

- 広報記事の作成に、市民が関わることで、市民ニーズに応える紙面が実現できる。
- 身近な人の署名入り記事掲載で、市民の関心が深まる。
- 単なる業務委託ではないので、行政のニーズ・市民のニーズを共に生かした、紙面構成と記事を作成できる。
- 当 LLP が市民記者の育成及びコーディネートを行うことで、広報誌としての品質を担保することができ、市の広報担当部門の市民記者マネジメントの負担を軽減できる。
- 毎年、市民記者を訓練し、育成して行くことで、市民活動の支援の輪が広がる。
- 広報作成コストの低減が図れる。

4 この事業の目標とするものは（目標値）

- 広報誌に市民ニーズを反映する。
- 広報誌等を通じた、市民活動支援の広がりを図る。
- 市の広報作成の全プロセス（取材、編集、更正、印刷、配達まで）のコストを 20%削減する。（市の職員の人件費・経費負担を合わせた総コスト）
- 市民協働プロジェクトの形を、市民にわかり易く提示すること。
- 業務範囲の拡大を通じ、地域の若者、シニアの雇用機会を創出する。

5 どのような役割を担うのか

提 案 者

1. 市民記者を養成する講座を開催する。
2. 市民記者の実践トレーニングを行う。
3. 市の広報誌等を協働作成する。
4. 市民記者のコーディネート、マネジメントを行う。
5. プロジェクトに応じた雇用を行う。
6. 各種助成金の獲得を目指す。

市

1. 広報誌等を、市民協働プロジェクトで作成する。
2. 協働事業に応じた、経費を支払う。
3. 各種助成金の獲得を、支援する。

企画提案型協働事業スケジュール

提案団体（者）名 有限責任事業組合（LLP）じもとメディア

事業名：市民参加型で市の広報誌等の作成

	事業実施内容
平成 22 年 3 月	・ 広報誌担当部門と担当紙面の調整
平成 22 年 4 月	・ 市民記者講座の広報 ・ 協働による担当分の確定 ・ 協働による 7 月分の紙面作成開始（取材・編集） ・ じもとメディアによる先行実施
6 月	・ 第 1 回 市民記者講座の実施
7 月	・ 市民記者トレーニング
9 月	・ 市民記者も参加して、広報誌作成準備
10 月	・ 市民記者による、広報誌の協働作成開始
11 月	・ 第 2 回 市民記者講座の実施 ・ 広報誌の協働制作の継続
12 月	
平成 23 年 1 月	
2 月	
3 月	

企画提案型協働事業 収 支 予 算 書

提案団体（者）名 有限責任事業組合（LLP）じもとメディア

1 収 入 の 部

項目	予算額	積算内訳
・ 市民記者講座受講料	100,000 円	5 千円×10 人×2 回
・ 市からの経費負担金	7,000,000 円	市職員の人件費削減相当分 700 万円／人として試算し、 その 80% 1Q：140 万円×0.5 人 2Q：140 万円×1 人 3Q：140 万円×1.5 人 4Q：140 万円×2 人
合計	7,100,000 円	

2 支 出 の 部

項目	予算額	積算内訳・使途目的
1. 市民記者講座	240,000 円	3 時間×3 日間の講座 を 2 コース 講師 2 人体制、2 万円／人日
2. 市民記者トレーニング	180,000 円	取材&記事作成 6 回 講師 3 万円／人回
3. 広報誌等協働作成 編集	1,800,000 円	編集者：1.5 名 120 万円／年×1.5 名
取材	1,800,000 円	取材記者 10 名 3 万円×6 カ月×10 名
企画・運営 進捗管理等 一般管理費	2,400,000 円 680,000 円	マネージャ 1 名 40 万円／月×1 名×6 ヶ月 一般経費（LLP スタッフの 支援を含む）
計	7,100,000 円	

提案者（個人・市民活動団体・事業者）概要書

団体名	(ふりがな) 有限責任事業組合 (LLP) じもとメディア
所在地※	〒350 — 2201 鶴ヶ島市富士見
代表者名※	(ふりがな) いちかわ つとむ 市川 勤
連絡先※	連絡者氏名 市川 勤 住所 鶴ヶ島市富士見 電話&FAX
設立開始年月日	2008 年 5 月 19 日
会員・従業員数	組合員 6 名
活動・事業目的※	<ul style="list-style-type: none"> ・ じもと地域のまちおこし ・ じもと地域の観光開発 ・ じもと文化の発信
主な活動※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入間・高麗・比企の歴史ツーリングの開催 ・ ホームページで、じもと文化の紹介他 ・ ホームページ作成、出版サービス ・ 市民記者講座の開催
活動・事業のPR 方法の手段※	会報・広報誌 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 年 回発行※直近のものを添付してください。
	ホームページ <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> URL http://jimotomedia.com/
	その他 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 携帯メルマガ
その他※	

※個人の場合には「※」印の部分を記載してください。

企画提案型協働事業提案書

平成 21 年 6 月 29 日

鶴ヶ島市長

団体名

住 所 埼玉県比企郡鳩山町

代表者名 前田 則義

事業名：「緑のカーテン」を全市に展開

6 なぜこの提案をするのか（経緯、課題、市民ニーズ、目的等）

地元企業市民の一人として、提案いたします。（共同印刷㈱ 鶴ヶ島工場勤務）

「緑のカーテン」は、平成19年度から「鶴ヶ島市環境基本計画」推進事業として展開しておりますが、省エネ効果、ヒートアイランド現象対応から、より全市に拡大したい。

（省エネ効果）

※1「緑のカーテン」を設置すると、真夏のエアコン使用では 20～30%の省エネ効果があります。

※2 外気温度 31℃の時、エアコン(2.2kw)の設定温度を 27℃から 28℃にすると(1日 9 時間使用)、670 円の電気代節約になります。

※1「中部電力エコライフ倶楽部」ホームページより

※2 財団法人省エネルギーセンター「家庭の省エネ大事典」より

7 どのようなことを行うのか（対象者、事業主体、内容、方法等）

省エネ効果のある「緑のカーテン」の重要性を「広報」及び「市民協働ポータルサイト」で市民に広く呼びかけ、本市を環境にやさしい先駆的都市とする。

・対象者：鶴ヶ島市・市民及び全世帯 ・事業主体：鶴ヶ島市市民生活部生活環境課

・内容：「緑のカーテン」を作っていただく。：市民、公共施設、事業者

・方法：①「緑のカーテン講習会」を開催し、市民に広く参加を呼びかける。

②「緑のカーテン」を作っていただいた方(市民、公共施設、事業者)に写真等を生活環境課に提出してもらう。生活環境課では内容を確認し、「社会貢献ポイント」を1ポイント発行する。

③年1回「緑のカーテンコンテスト」を開催し、優秀作品を表彰するとともに、基準を定め「社会貢献ポイント」を発行する。

8 どのような効果があるのか（市と取り組む利点、受益者・市民への影響）

市と取り組むことにより、インセンティブとして「社会貢献ポイント」を発行することから市民の環境意識高揚が期待できる。

ご家庭では、親子で「緑のカーテン」を育てることにより、親子のコミュニケーションを図ることが出来る。

葉の蒸散作用により、周囲の温度を下げる働きから、エアコン使用削減が図れ省エネ効果が期待される。

また、本カーテンは、ヒートアイランド現象対応にも効果が期待されています。

9 この事業の目標とするものは（目標値）

「緑のカーテン」を育てていただくご家庭、300世帯

＜背景＞鶴ヶ島市世帯数 28,009世帯(2009/6/1 現在)

※この1.1%を目標値とした。

※現在、約100世帯の方が「緑のカーテン」を実施中。

10 どのような役割を担うのか

提 案 者

- ・地域協働ポータルサイトで、本プロジェクト(コミュニティ)の立ち上げと参加者の呼びかけ。
- ・「緑のカーテン講習会」講師の手配
- ・講習会の開催
- ・緑のカーテンコンテストの準備、開催:写真展を企画し、市民の方に選んでいただく(案)

市

- ・地域協働ポータルサイトで、本プロジェクト(コミュニティ)への運用協力と支援
- ・「緑のカーテン講習会」講師の謝金
- ・講習会のPR(チラシの作成、配布・広報・ホームページ掲載)
- ・講習会の会場の提供
- ・市職員の積極的参加
- ・地域貢献ポイントの発行
- ・緑のカーテンコンテストの準備、開催:写真展を企画し、市民の方に選んでいただく(案)

企画提案型協働事業スケジュール

提案団体（者）名 前田 則義

事業名：「緑のカーテン」を全市に展開

	事業実施内容
平成22年 4月	担当課との調整、講師依頼
5月	講習会参加者募集
6月	講習会参加者決定
7月	講習会開催
8月	「緑のカーテン」を作成開始した、市民、公共施設、事業者 に「地域貢献ポイント」を発行
9月	〃
10月	〃
11月	〃
12月	「緑のカーテンコンテスト」の応募者を募集（写真提出）
平成23年 1月	「緑のカーテンコンテスト」の優秀作品を選出 ※市民活動推進センターの協力
2月	「緑のカーテンコンテスト」表彰式開催、受賞者に「地域 貢献ポイント」を発行。公報・ホームページ他に掲載。
3月	事業の振り返り会（提案者、担当課）

企画提案型協働事業 収 支 予 算 書

提案団体(者)名 前田 則義

1 収 入 の 部

項目	予算額 (円)	積算内訳
1. 事業収入	0 円	
2. 鶴ヶ島市の負担金	52,000 円	
合計	52,000 円	

2 支 出 の 部

項目	予算額 (円)	積算内訳・用途目的
1. 謝金	30,000 円	講習会 1 回
2. 通信費	2,000 円	講師との連絡調整用
3. 消耗品	20,000 円	緑のカーテンコンテスト賞状、記念品等
合計	52,000 円	

提案者 (個人)・市民活動団体・事業者) 概要書

団体名	(ふりがな)
所在地※	〒 350 ー 埼玉県比企郡鳩山町
代表者名※	(ふりがな) 前田 則義 (まえだ のりよし)
連絡先※	連絡者氏名 前田 則義 (まえだ のりよし) 住所 埼玉県比企郡鳩山町 電話 ファックス email
設立開始年月日	年 月 日
会員・従業員数	
活動・事業目的※	身近な温暖化対策として注目されている「緑のカーテン」を、市民のみなさんに作成していただき、快適環境作り及び省エネ等の効果を期待できる。
主な活動※	1. 地域協働ポータルサイトを活用した、周知・啓発活動 2. 本プロジェクトの継続推進のため、緑のカーテンコンテストを年1回開催する。
活動・事業のPR方法の手段※	会報・広報誌 有・無 年 回発行※直近のものを添付してください。
	ホームページ 有・無 URL
	その他 (有)無 地域協働ポータルサイト
その他※	緑のカーテンを、自宅や工場でネットを張り作成しています。

※個人の場合には「※」印の部分を記載してください。

企画提案型協働事業提案書

平成21年6月29日

鶴ヶ島市長

団体名

住 所 埼玉県比企郡鳩山町

代表者名

前田 則義

事業名：「環境家計簿」をつけてCO2削減

1 なぜこの提案をするのか（経緯、課題、市民ニーズ、目的等）

地元企業市民の一人として、提案いたします。（共同印刷㈱ 鶴ヶ島工場勤務）
我が国のCO2削減達成状況については、1990年比産業部門は達成しているものの、
一般家庭部門では逆に約30%増加している現状である。（環境省 2005年資料）

＜1990年＞ ＜2005年＞

・産業部門(工場等)	482百万t	⇒	456百万t	5.5%減
・一般家庭部門	127百万t	⇒	174百万t	36.7%増

この現実を認識し、家庭のCO2削減が大きな課題であり、私はまず各家庭で
「環境家計簿」をつけCO2の現状把握をすべきと提案します。

2 どのようなことを行うのか（対象者、事業主体、内容、方法等）

私は、4年前から環境省「我が家の環境大臣事業」（通称エコファミリー）に参加し、「環境家計簿」をつ
けておりますが、参加者は全国で約9万ファミリーとまだまだ少ない現状です。

そこで、鶴ヶ島市民に「環境家計簿」をつけることの重要性を「広報」及び「市民協働ポータルサイト」で
広く呼びかけ、本市をCO2削減取組み先行都市とする。

- ・対象者：鶴ヶ島市、市民及び全世帯 ・事業主体：鶴ヶ島市市民生活部生活環境課
- ・内容：鶴ヶ島市作成の「環境家計簿」又は環境省「我が家の環境大臣」事業の「環境家計簿」をつけていただく。（独自のフォーマットでも可）
- ・方法：①「環境家計簿作成講習会」を開催し、市民に広く参加を呼びかける。
②市民から「環境家計簿」コピーを、生活環境課に提出してもらう。生活環境課では内容を
確認し、「社会貢献ポイント」を1ポイント発行する。
③市民から「CO2削減事例」を提出してもらい、好事例及びCO2削減が顕著の場合
は、基準を定め「社会貢献ポイント」を発行する。

3 どのような効果があるのか（市と取り組む利点、受益者・市民への影響）

市民の環境意識高揚が期待できる。

環境家計簿をつけることにより、電気、ガス、水道、ガソリン、灯油等の使用量削減が期待できる。

また、「CO2削減事例」を参考に「低炭素社会」への意識改革が期待できる。

4 この事業の目標とするものは（目標値）

環境家計簿を付けていただくご家庭、300世帯

<背景>鶴ヶ島市世帯数 28,009世帯(2009/6/1 現在)

※この1.1%を目標値とした。

5 どのような役割を担うのか

提 案 者

- ・地域協働ポータルサイトで、本プロジェクト(コミュニティ)の立ち上げと参加者の呼びかけ
- ・「環境家計簿作成講習会」講師の手配
- ・講習会の開催
- ・「CO2 削減事例」の評価、協力

市

- ・地域協働ポータルサイトで、本プロジェクト(コミュニティ)への運用協力と支援
- ・「環境家計簿作成講習会」講師の謝金
- ・講習会の PR(チラシの作成、配布・広報・ホームページ掲載)
- ・講習会の会場の提供
- ・市職員の積極的参加
- ・地域貢献ポイントの発行
- ・「CO2 削減事例」の評価、協力

企画提案型協働事業スケジュール

提案団体（者）名 前田 則義

事業名：「環境家計簿」をつけてCO2削減

	事業実施内容
平成22年 4月	担当課との調整、講師依頼
5月	講習会参加者募集
6月	講習会参加者決定
7月	講習会開催
8月	環境家計簿を開始した市民に「地域貢献ポイント」を発行
9月	〃
10月	〃
11月	〃
12月	環境家計簿を活用した「CO2削減事例」を募集
平成23年 1月	環境家計簿を活用した「CO2削減事例」を評価 ※好事例、前年対比削減量が顕著
2月	「CO2削減優秀事例」提出者に「地域貢献ポイント」を発行。削減事例を広報・ホームページ・地域協働ポータルサイトに掲載
3月	事業の振り返り会（提案者、担当課）

企画提案型協働事業 収 支 予 算 書

提案団体(者)名 前田 則義

1 収 入 の 部

項目	予算額 (円)	積算内訳
1. 事業収入	0 円	
2. 鶴ヶ島市の負担金	32,000 円	
合計	32,000 円	

2 支 出 の 部

項目	予算額 (円)	積算内訳・使途目的
1. 謝金	30,000 円	講習会 1 回
2. 通信費	2,000 円	講師との連絡調整用
合計	32,000 円	

提案者 (個人)・市民活動団体・事業者) 概要書

団体名	(ふりがな)
所在地※	〒 350 — 埼玉県比企郡鳩山町
代表者名※	(ふりがな) 前田 則義 (まえだ のりよし)
連絡先※	連絡者氏名 前田 則義 (まえだ のりよし) 住所 埼玉県比企郡鳩山町 電話 ファックス email
設立開始年月日	年 月 日
会員・従業員数	
活動・事業目的※	環境家計簿の重要性を市民のみなさんに周知・実践し、環境意識の高い市民のいる鶴ヶ島市をアピールしたい。
主な活動※	地域協働ポータルサイトを活用した、周知・啓発活動
活動・事業のPR方法の手段※	会報・広報誌 有・無 年 回発行※直近のものを添付してください。
	ホームページ 有・無 URL
	その他 (有)・無 地域協働ポータルサイト
その他※	

※個人の場合には「※」印の部分を記載してください。

鶴ヶ島市市民協働推進委員会委員名簿

NO	氏名	委員区分・所属団体等
1	池田 重信	公募市民
2	市川 勤	公募市民
3	今村 政夫	公募市民
4	江成 謙治	公募市民
5	細貝 光義	公募市民
6	望月 峯	公募市民
7	後口 修	市民活動団体の関係者 (鶴ヶ島市コミュニティ協議会)
8	川口 正昭	市民活動団体の関係者 (鶴ヶ島なごみ)
9	小沼 英二	市民活動団体の関係者 (つるがしま里山サポートクラブ)
10	丹野 三千代	市民活動団体の関係者 (鶴ヶ島市学童保育の会)
11	山根 義法	事業者 (共和エンジニアリング株式会社)
12	浅見 要	知識経験を有する者 (鶴ヶ島市社会福祉協議会)
13	西川 由比子	知識経験を有する者 (城西大学経済学部)
14	高橋 仁一	市の職員 (東公民館)

鶴ヶ島市市民協働推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 誰もが幸せに暮らせる地域社会の実現を目指し、市民、市民活動団体、事業者及び市が連携・協力して地域課題を解決していく市民協働を円滑に推進するため、鶴ヶ島市市民協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 鶴ヶ島市市民協働推進条例（以下「条例」という。）第10条に基づく市民協働による事業の提案の審査に関する事。
 - (2) 条例第10条に基づく市民協働を推進するための施策、計画等の意見の審査に関する事。
 - (3) 条例に基づく具体的手続き及び運用の検討に関する事。
 - (4) 市民協働による事業の評価に関する事。
 - (5) 市民協働を推進するため制度、しくみづくりの検討に関する事。
 - (6) 市民協働を推進するために必要な事項の調査、研究に関する事。
 - (7) その他市長が必要と認める事項に関する事。
- 2 前項各号の検討又は審査等の結果については、市長に報告することとする。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が、委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募市民
- (2) 市民活動団体の関係者
- (3) 事業者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議における審議の参考に供する必要があると認めた場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

5 推進委員会は、原則公開とする。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、市民生活部市民協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。